

バス借用同意書

一般社団法人動物愛護団体キーテイル 殿

私は、下記の借用項目に同意し、以下の車両を

令和 年 月 日 (:) から令和 年 月 日 (:)
まで借用します。

借用車両の表示

- ・車名 トヨタ コースタービッグバン
- ・登録番号 福岡100 た 71-22

<利用資格について>

動物愛護活動の一環として下記のいずれかの目的のために借用車両を使用するものとし、その他の目的では使用しない。

- ①保護猫譲渡会
- ②車内での野良猫・保護猫の不妊去勢手術
- ③啓発イベント
- ④チャリティーイベント

<運転者資格について>

運転者は以下のすべての要件を満たさなければならない。

- ①運転者は中型免許および準中型免許（限定解除）を所持している
※準中型免許でも5tに限る場合は運転不可"
- ②運転者は借用車両を補償する他車運転特約の付された自動車保険に加入していること
※必要に応じて一般条件の車両保険に加入する"
- ③運転者は当法人に対し運転免許証と自動車保険証のコピーを提出する
- ④運転者は運転前に日常点検を行い、法令の定めるところに従い安全に運転しなければならない

<使用上の注意について>

- 1 借用開始日に当法人指定の場所で借用車両を引き取り、借用終了日に当法人指定の場所に返却する
- 2 借用車両が駐車できるスペースを確保し、駐車違反を行わない
駐車違反した場合(放置車両確認票章が取り付けられていた場合)は当法人へ速やかに連絡後、警察署に出頭し、借用者の負担において放置駐車違反の手続きと反則金を支払う"

- 3 借用時と返却時に借用車両の現況を当法人と一緒に確認し、書類に確認済みのサインをする
- 4 事故が起きた場合は速やかに救護活動を行い、警察へ通報し、当法人へ連絡する
- 5 借用者は、借用車両の燃料(軽油)が借用時に必ずしも十分ではないことを承諾するとともに、必要に応じて借用者の負担により給油する。その場合、理由の如何を問わず、当法人への給油費用等の請求は行わない。
- 6 使用前と使用後は駆虫(バルサン等の燻蒸・燻煙式殺虫剤不可)消毒(獣医師推奨の消毒薬アンテックビルコンSを使用する)、清掃を行い使用後は原状回復しなければならない
※ビルコンは金属を腐食させるため、使用時は充分注意し他の消毒液と混ぜない
- 7 連日に渡って使用する場合は、1日終了ごとに駆虫、消毒、清掃を行う
- 8 駆虫のためにノミダニ駆除スプレーを使用する場合は、必要に応じて機械類の養生を行う
- 9 借用車両の車体が著しく汚れている場合は借用者の負担により洗車を行う。この場合、理由の如何を問わず、当法人への洗車費用等の請求は行わない。
- 10 借用車両維持の為、当法人所有の募金箱を設置することに努める
- 11 借用車両を利用したことを写真付きでblog、SNS等で発信することに努める
(24時間で消えるストーリー等ではなく、投稿が好ましい)

<損害等について>

- 1 借用車両および付属の備品、当法人から借用している備品すべてにつき、事故、盗難、天災、借用者の過失等理由の如何を問わず故障、破損、紛失等その原状に変更があった場合は必ず当法人に申告し、点検、修理、搬送等、原状回復に必要な措置をとるものとする。原状回復に係る費用の一切は借用者が負担するものとし、当法人は一切の責任を負わず、借用者は当法人に対し何らの請求も行わない。
- 2 借用期間中に故障その他原因の如何を問わず借用車両および付属の備品が使えなくなった場合、当法人は一切の責任を負わず、借用者は当法人に対し何らの請求も行わない。
- 3 事故や故障等原因の如何を問わず借用者の使用予定日に借用車両が使えなくなった場合、当法人は一切の責任を負わず、借用者は当法人に対し何らの請求も行わない。
- 4 借用車両を利用したことにより人や猫の感染症や病気、怪我等が発生した場合、当法人は一切の責任を負わず、借用者は当法人に対し何らの請求も行わない。
- 5 借用車両につき、当法人が損害を補償・賠償したり、当法人の契約する自動車保険を利用することになった場合など、当法人に何らかの負担が発生した場合、その理由の如何を問わず、当法人は一切を借用者に請求できるものとし、借用者は当法人から請求を受けた場合には直ちに当法人の指定する方法で支払わなければならない。
- 6 借用者所有の車両もしくは当法人が当法人の契約駐車場内に駐車することを許可した車両が、同駐車場内に駐車中、事故、盗難、天災等原因の如何を問わず損害が生じた場合、

当法人は一切の責任を負わず、借用者は当法人に対し何らの請求も行わない。

7 借用車両に関し、借用者もしくはその関係者と第三者との間に紛争が発生した場合は、借用者の負担において解決するものとし、当法人は一切関与せず、何らの責も負わない（ただし、紛争発生時及び解決時には当法人に報告するものとし、当法人の求めに応じて必要な情報を提供しなければならない）。

8 借用車両および付属の備品、当法人から借用している備品の一切につき、事故、盗難、借用者の過失等原因の如何を問わず、故障や破損、返却の遅延等によって当法人が借用車両を使用できなかった場合は、その損害の一切について借用者が補償・賠償するものとし、借用者は、当法人から請求を受けた場合には直ちに当法人の指定する方法で支払わなければならない。

<禁止事項について>

1 運転席、助手席以外は土足での利用を禁止とする（ステップも含む）

2 車内はすべて禁煙とする

3 車内で猫をフリーにすることは禁止とする

4 車内は火気厳禁とする（暖房器具は外部電源を利用した電気のみ）

5 借用車両を第三者へ又貸しすることは禁止とする

6-1 車内への残置物は無いようにし、返却後に当法人が発見した場合は連絡後7日以内に引き取りに来なければならない。連絡がつかないもしくは7日以内に引き取りに来ない場合は所有権を放棄したとみなし、当法人でにおいて処分する。処分費用について当法人から請求を受けた場合には借用者は直ちに支払わなければならない。当法人の処分行為並びに費用請求及びその額等につき、借用者は一切の異議を述べない。

6-2 車内への残置物はすべて借用者の所有物とみなし、6-1に従い処分する。当法人の処分行為につき第三者と紛争が生じた場合には、借用者の負担により一切を解決するものとし、当法人は何らの責も負わず、借用者は当法人に対し何らの請求も行わない。

7 申請時に当法人が許可した猫以外の動物を車内に入れることを禁止する

8 車内にある発電機および付属のバッテリーの使用は禁止とする

9 借用車両運転者として自署した者以外の運転は禁止する（但し急病時など緊急事態が発生した場合はこの限りではない。その場合には速やかに当法人に対し運転者の変更の連絡をし、必要な情報を提供した上で、当法人の許可を受けなければならない。）。

<譲渡会での利用について>

◆譲渡会前

・参加させる猫は、譲渡会を開催する代表者が責任をもって参加の可否を決定し、感染症やトラブルにならないよう細心の注意を払う

・参加させる猫は下記の条件を満たす猫のみとし、当法人に事前に申告する

- 生後 56 日以上経過している
- 検便で異常がなく駆虫済みである
- 猫風邪を引くなど体調が悪い猫は不可とする
- 耳ダニ・皮膚病(疥癬・真菌)が無い
- ワクチンを接種済みである（接種後 2 週間経過していること）
- 保護してから 1 か月以上経過後にエイズ白血病のウイルス検査を実施している（白血病ウイルス陽性の場合は参加不可）
- 飼育している保護猫（参加する猫以外の猫も）は全て完全室内飼育である
- 飼育している保護猫（参加する猫以外の猫も）がパルボウイルス感染症ではない
- ブリーダーから直接引き取った繁殖引退猫、余剰猫は原則参加不可(ブリーダー崩壊、廃業を除く)
- 譲渡時に適切な金額で譲渡していること
 1. 施設運営費等不明確な費用が高額ではない
 2. 指定のペット保険加入やフードを購入を条件にしていない

◆譲渡会開催中

- ・車内への出入り時には手指消毒をお願いする
- ・申請時に当法人が許可した猫以外の動物は車内に入れない
- ・保護主もしくは預かりボランティアは必ず参加する
- ・「バス借用申請書」記載の活動者・団体以外の飛び入り参加は禁止する
- ・猫を脱走させない

<TNR での利用について>

- ・手術室のみの使用とし、搬送、待機場所のみの使用は認めない
- ・開設届は手術を行う獣医師もしくは主催する愛護活動者が提出する
- ・家畜保健衛生所に提出した開設届のコピーもしくは鮮明な写真を当法人に提出する
- ・猫を入れる空間は原則荷室のみとする
- ・座席と荷室は防水シート等で区切る
- ・バスの荷室の床と壁を 1.2 m 以上に防水シート等で養生を行う
- ・家畜保健衛生所の開設届の要項に従う
- ・麻薬に該当する麻酔の取り扱いは麻薬系の指示に従う
- ・手術終了後の消毒、清掃、駆虫は念入りを行う

<チャリティーイベントでの利用について>

- ・イベントで得た利益は借用者が行っている保護活動や TNR 活動等に使用する、もしくはイベント開催地の都道府県または

近県の適切な愛護活動を行っている団体や活動者に全額を寄付することに努める

<反社会的勢力の排除に関して>

- ・借用者およびその関係者は、反社会的勢力の排除に関する以下の事項を確約する
- (1) 自らもしくは自らの子会社が、暴力団、暴力団関係企業、総会屋もしくはこれらに準ずる者またはその構成員（以下総称して「反社会的勢力」という。）ではないこと
- (2) 自らもしくは自らの子会社の役員（業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいう）が反社会的勢力ではないこと
- (3) 反社会的勢力に自己の名義を利用させ、本契約を締結するものでないこと
- (4) 甲及び乙による本契約の履行のいずれもが終了するまでの間に、自らまたは第三者を利用して、本契約に関して次の行為をしないこと
 - ① 他方当事者に対する脅迫的な言動又は暴力を用いる行為
 - ② 偽計または威力を用いて他方当事者の業務を妨害し、または信用を毀損する行為
- (5) 反社会的勢力が経営に実質的に関与していないこと
- (6) 反社会的勢力に対して資金の提供等の利益の供与または便宜を供与するなどの関与をしないこと
- (7) 反社会的勢力に対し、如何なる形態においても借用車両を提供しないこと

本同意事項の一にでも違反が発覚した場合、当法人の判断により次回からの貸出をしないことがある。この場合、借用者は当法人の判断に異議を述べない。

本同意事項に定めのない事項については、民法その他の法律に従い信義誠実に解決するものとする

本同意事項に関して生じた紛争（調停等を含む）については、当法人の本店所在地を管轄する裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とする

<個人情報取り扱いについて>

・当法人は、お預かりした個人情報は以下の目的のために必要な範囲で利用します。当法人が取得した個人情報は目的以外には一切使用しません。また、個別の利用目的がある場合には、その都度、明示します。

- (1) バス利用会員登録申請およびバス借用申請手続きのため
- (2) お問い合わせ、関係書類の送付のため

令和 年 月 日

<借用者>

氏名

印

(自署・捺印のこと)

住所

連絡先電話番号

<借用車両運転者>

氏名

印

(自署・捺印のこと)

住所

連絡先電話番号